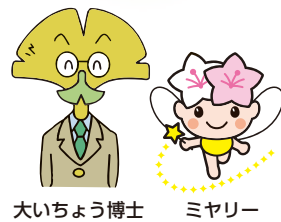


子どもたちの健やかな成長のために

# 子ども・子育て支援新制度

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から始まる「子ども・子育て支援新制度」。宇都宮の子育て支援に関心を持つミヤリーは、新制度で何がかわるのかを大いちょう博士に質問しました。



大いちょう博士

ミヤリー

子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して子育て環境を充実させます

平成27年4月から、子どもや子育てについての新しい制度が始まるんだって！

そんなんじゃない。この制度の主なポイントは、次の3つじゃ。

▽質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。  
▽待機児童解消などの保育の量的拡大・確保。  
▽地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実。

子育てをめぐるいろいろな問題が解決できそうな心強い制度だね。具体的にどうなってるの？

まずは、幼児期の「教育」と「保育」を一体的に受けられる環境を整えるんじゃない。

具体的には幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ認定こども園の普及を進めるぞ。また、少人数の子どもを保育する地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）を創設し、身近な保育の場を確保するぞ。

幼稚園、保育所だけでなく、いろんな種類の教育・保育の場が増えていくってことね。ところで、施設などに預けないで家庭で子育てしている人も受けられる支援はあるの？

全ての子育て家庭を支援するため、地域での子ども・子育て支援事業を充実させていくんじゃない。いくつかの事例を紹介するぞ。

▽急な用事で一時的に子どもを預かってほしい 一時預かり事業。  
▽保護者の資格取得や求職活動時 ファミリーサポートセンター事業。  
▽子育てのことで相談したい 子育てサロン事業。  
▽小学校に入学したら 放課後児童クラブ事業（共働きの家庭のみ対象）。

新たに支給認定保育の必要性の認定が必要ですが、新制度では何がかわるの？

## 3区分の支給認定(保育の必要性の認定)を導入します

### 3区分の支給認定

#### 11号認定(教育標準時間認定)

▽対象 子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合。

▽利用施設 認定こども園、幼稚園。

#### 22号認定(保育認定)

▽対象 子どもが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、教育と併せて保育を希望する場合。

▽利用施設 認定こども園、保育所。

#### 33号認定(保育認定)

▽対象 子どもが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合。

▽利用施設など 認定こども園、保育所、地域型保育事業。



### 支給認定のための基準

1 保育を必要とする事由 次のいずれかに該当する場合。

- ①就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居室内の労働など)
- ②妊娠、出産③保護者の疾病、障がい④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧⑥求職活動(起業準備含む)⑦就学(職業訓練含む)⑧虐待やDVのおそれがある⑨育児休業取得時、すでに保育を利用している子どもの継続利用が必要⑩その他市が認める場合。

なお同居の親族が保育可能な場合、利用の優先度を調整する場合があります。

#### 2 保育の必要量

▽保育標準時間(最長利用11時間) 保護者の就労時間の下限は、1カ月当たり120時間。

▽保育短時間(最長利用8時間) 保護者の就労時間の下限は、1カ月当たり48~64時間の範囲で市が定める時間。

#### 3 優先利用の該当有無

ひとり親家庭、育児休業明け、生計中心者の失業、子どもに障がいがある場合などは、保育の優先的な利用が必要と判断する場合があります。

新制度でここが変わります

※新制度に入らない施設を利用する場合は認定を受ける必要はありません。また、この場合、施設利用の手続きも変更はありません。

# 新たに教育・保育の場が増えます

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設。保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受けることができる。また、全ての子育て世帯を対象に、子育て相談や親子の交流の場を提供。



地域でのさまざまな保育ニーズにきめ細かく対応するための事業。



▽家庭的保育事業 家庭的な雰囲気の下、少人数(定員5人以下)を対象に保育。

▽小規模保育事業 家庭的保育に近い雰囲気、少人数(定員6～19人)を対象に保育。

▽事業所内保育事業 会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育。

▽居宅訪問型保育事業 障がいや疾患などで個別のケアが必要な場合などに、子どもの自宅で一对一の保育。

さまざまな遊びを通じた教育を受け、小学校以降の教育の基盤を培うことができる「学校」。園により就園時間外に預かり保育などを実施。



保育が必要な子どもの保育を保護者に代わって行う施設。

保護者の就労状況などに応じた保育を実施。



申請方法などは、今後、市ホームページや広報うつのみやなどでお知らせしていきます。

要するに、それぞれの家庭の状況に応じた保育料になるってことね。

ただし、これとは別に各施設の判断で、教育・保育の質の向上を図るための上乘せ徴収や文房具代などの実費徴収が設定される場合があるぞ。

現在の負担水準や保護者の所得に応じて、国から示される料金の基準の範囲内で、市が決定するんじゃない。

認定の種類や基準、手続きの流れは下の図の通りじゃ。

幼稚園や保育所などへ入園・入所を希望する子どもの保護者からの申請に基づき、市が保育の必要性を認定し、認定証を交付するんじゃない。

支給認定が必要になるんじゃ。

## 新たに教育・保育の場が増えます

### ■1号認定を受けて施設を利用する場合 ▼対象施設 認定こども園、幼稚園

- 1 直接、幼稚園などへ利用申し込み
- 2 幼稚園などから入園の内定を受ける。※定員超過などの場合は選考あり
- 3 支給認定申請を幼稚園などが取りまとめて市に提出
- 4 幼稚園などを通じて市から認定証を交付(1号認定)
- 5 幼稚園などと契約

### ■2号・3号認定を受けて施設を利用する場合 ▼対象施設 認定こども園、保育所、地域型保育事業

- 1 市へ支給認定を申請。※同時に施設利用希望の申し込みも可
- 2 市から認定証を交付(2号・3号認定)
- 3 保育所などの利用希望の申し込み
- 4 申請者の希望・保育所などの状況などにより、市が利用調整
- 5 利用先の決定(契約)

### ■現在利用している施設(認定こども園や幼稚園、保育所)を引き続き利用する場合

- 1 支給認定申請を施設が取りまとめて市に提出
- 2 施設を通じて、市から認定証を交付

◎この特集についての問い合わせは、保育課☎(632)5206へ。